平成３０年（フ）第１４８号
大阪府和泉市府中町４丁目11番15―203号
債務者　古屋　正昭
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
大阪府和泉市伏屋町３丁目９番４―301号
債務者　小寺　ゆき
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
大阪府岸和田市荒木町２丁目13番31―201号
債務者　吉川　幸夫
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第７８９号
東京都板橋区徳丸５丁目31―12―201　クリスタル23、前住所東京都板橋区徳丸１丁目30―17―103
債務者　大宗　一也
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５３号
静岡市葵区与左衛門新田83番地の９
債務者　鳥谷部芳弥
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４４０号
大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―601号
債務者　佐藤　五男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４１号
大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―601号
債務者　佐藤加奈子（旧姓岡島）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４７１号
大阪市浪速区敷津東２丁目４番９号　オルフェア難波東Ｘ番館　601号、前住所大阪市浪速区塩草３丁目４番19―502号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第２地割49番地12、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地１　三堤住宅４号棟20号
債務者　赤城　　斉
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成３０年（フ）第１１０号
栃木県宇都宮市下栗町2951番地６　ブループレイン103
債務者　斎藤有紀枝
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４１号
静岡市葵区春日２丁目１番３―1307号
債務者　足立　朋子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６８号
静岡市清水区三保3092番地、旧住所静岡市清水区三保1961番地の14
債務者　村松　美里
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１２号
相模原市中央区矢部新町１番９―206号
破産者　中島　敏郎
1　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
2　一般調査期日　平成30年７月10日午後１時30分
平成30年４月18日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１７３号
堺市北区新金岡町３―５―15―204、住民票上の住所大阪市住之江区南港中５丁目５番33―604号
破産者　浅田　展弘
1　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
2　一般調査期日　平成30年７月２日午前10時
平成30年４月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９７０号
大阪府交野市青山１丁目７番８号
破産者　梅本　　保
1　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
2　一般調査期日　平成30年６月21日午後２時
平成30年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９０号
大阪府枚方市菊丘町14番３号
破産者　谷口　一雄
1　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後２時
平成30年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５号
兵庫県西宮市一里山町７番３―206号
破産者　徳岡　秀和
1　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
2　一般調査期日　平成30年５月31日午前10時15分
平成30年４月19日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５０２号
神戸市兵庫区熊野町３―12―21、住民票上の住所神戸市兵庫区松原通５丁目１番25―302号
破産者　木山　豊章
1　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
2　一般調査期日　平成30年６月27日午前10時
平成30年４月19日
神戸地方裁判所第３民事部